

○九州地方整備局告示第二百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

九州地方整備局長 金尾 健司

第1 起業者の名称 福岡県、田川地区水道企業団及び京築地区水道企業団

第2 事業の種類 二級河川祓川水系伊良原ダム建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原字高座、字路木、字向川原、字高座川原、字龍山、字東向川原、字小畑河原、字高尾、字廣瀬、字下山田、字山田、字山ノ神、字高尾谷、字廣瀬川原、字上ノ山、字南原、字高岳、字白岩、字広田河原、字生家ノ鼻、字トドロ、字上トドロ、字明賀ノ谷、字向山、字二田峠、字尾畑、字三本松、字大新地、字大平、字竹ノ畑、字下川原、字宮久保、字赤岩、字山下、字山ノ下、字中ノ切、字中川原、字中屋敷、字小宮ノ前、字宮園、字宮ノ下、字宮ノ前、字荒良鬼、字下地ヶ原、字木練、字場ノ本、字古野、字西山ノ下、字上ノ谷、字山口、字屋敷田、字堂園川原、字石山、字堂園前田、字奥山、字堂園、字西ノ塚、字寺ノ谷、字~~墓~~、字中ノ坪、字平原、字原田ノ谷、字室屋、字山椒ノ木、字原、字上原、字丸山、字トチノキノ上、字越當、字塚本前田、字塚本、字古賀、字トチノキノ内、字五反田、字長畑、字羽後屋敷、字羽後屋敷前、字フラノ、字一ノ瀬、字遠野、字飯野川原、字土掘、字柳瀬川原、字~~墓~~郷及び字飯野並びに犀川上伊良原字川屋、字ソトハカヘラ、字奥、字下ノ段、字柳瀬、字貴舟、字川上、字榎、字マトコロ、字向田、字カヤカ迫、字松尾、字小谷、字宮ノ上、字猿田、字善治川原、字善治、字川原、字城野、字大迫及び字川端地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原地内及び同町犀川上伊良原地内に施行する「二級河川祓川水系伊良原ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲

げる水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

二級河川祓川は、河川法第 5 条第 1 項により福岡県知事が指定した河川であり、同法第 10 条第 1 項の規定により、福岡県知事が河川管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、田川地区水道企業団及び京築地区水道企業団は、水道法 26 条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川祓川水系祓川（以下「祓川」という。）は、その源を福岡県、大分県境の英彦山山系にある鷹ノ巣山に発し、福岡県京都郡みやこ町の山間部を北流し、犬丸川、横屋川及び宮ノ下川の支川を合わせながら同県行橋市を貫流し周防灘に注ぐ、流路延長 31.5 km、流域面積 66.4k m²の河川である。

祓川流域（以下、「当流域」という。）は、福岡県行橋市及びみやこ町の 1 市 1 町で構成され、古くから稲作を主とする農業によって支えられてきた地域であるが、かんがい用水の大部分を祓川に依存するなど、祓川は流域の社会、経済及び文化を支える重要な河川となっている。

しかしながら、当流域は、度重なる洪水による災害が発生しており、なかでも昭和 54 年 6 月の洪水では、総雨量が 696mm を超え、床上浸水 34 戸及び床下浸水 273 戸等の甚大な被害を生じている。

一方で、度重なる渇水被害にも見舞われており、平成 6 年は福岡県行橋市、豊前市、京都郡苅田町、みやこ町、築上郡吉富町、上毛町及び築上町の 2 市 5 町（以下「京築地域」という。）では祓川の井堰で農業用水が取水困難となり、稲が枯死するなど著しい渇水被害が発生している。

また、福岡県田川市、田川郡川崎町、糸田町、福智町の 1 市 3 町（以下「田川地域」という。）の上水道は、水道事業の水源として、主に遠賀川水系の表流水、伏流水及び地下水を水源として供給しているが、これらの既存水源の中には、水質が悪い水源があり、さらに、北九州市からの暫定的な分水（14,700 m³/日）を期限付きで受水しており、水道用水の安定的な確保が図られていない状況となっている。

さらに、京築地域の上水道は、水道事業の水源として主に耶馬溪ダムや油木ダムからの受水、中小河川の表流水、伏流水及び地下水に依存して供給しているが、これらの既存水源の中には、水質が悪い水源があり、また、度重なる渇水により取水不良の水源があるなど、水道用水の確保に支障を来しており、安定供給が図られていない状況となっている。

このような状況に対処するため、平成 13 年 10 月に「祓川水系河川整備基

本方針」(以下「河川整備基本方針」という。)、平成16年12月に「祓川水系河川整備計画」(以下「河川整備計画」という。)に基づき、河川整備基本方針では、基準地点木井における基本高水のピーク流量を590 m³/秒とし、そのうち380 m³/秒を流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を210 m³/秒としている。また、河川整備計画において、概ね10年に1回の確率で発生すると予想される洪水を安全に流下させるよう、伊良原ダム建設や河川改修を行うことで、浸水被害の軽減を図ることとしている。本件事業は、この洪水調節施設として、「伊良原ダム建設事業全体計画書」(以下「ダム全体計画書」という。)により、伊良原ダム地点において最大となる流入量510 m³/秒のうち、390 m³/秒の洪水調節を行い、下流の基準地点木井において、計画高水流量を210 m³/秒に低減させることとしている。これを踏まえ、本件事業において、洪水期では9,000,000 m³の容量を確保することとしている。

一方、流水の正常な機能の維持を目的として、河川整備基本方針及び河川整備計画において、概ね10年に1回程度起こりうる渇水時においても、利水基準地点徳永で、かんがい期(6/11~10/10)1.37 m³/秒、非かんがい期(10/11~6/10)0.48 m³/秒を確保することとしている。これを踏まえ、本件事業において、11,000,000 m³の容量を確保することとしている。

また、平成2年10月に福岡県が策定した「田川地域広域的水道整備計画」及び「京築地域広域的水道整備計画」において、田川地域及び京築地域への水道用水を新たに確保する施設として伊良原ダムを位置付け、田川地区水道企業団においては、1日最大取水量27,000 m³/日、京築地区水道企業団においては、1日最大取水量10,000 m³/日を合わせた、1日最大取水量37,000 m³/日を確保することとしている。これを踏まえ、本件事業において、7,500,000 m³の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、祓川の洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設を行うものである。

本件事業の完成により、基準地点木井での年超過確率1/10年規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、祓川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、概ね10年に1回程度起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能が維持され、人々の生活はもとより、多様な動植物の生息・生育環境の保全、河川の水質保全が図られる。さらに、田川地域及び京築地域への水道用水の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に与える影響については、起業者が、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づき実施し、平成17年3月に本件事業に係る環境影響の総合的な評価として、「伊良原ダム建設事業における環境保全の取り組み」を公表している。その結果によると、工事中の大気質、騒音、振動については、環境基準等を満足するものと評価され、ダム完成後の水環境については、ダム下流河川の水温上昇が予測されているが、選択取水設備を設置することとし、これらの措置を講じることにより、環境に与える影響は小さいと評価されている。

また、工事中における環境保全措置の実施については、学識経験者を交えた「伊良原ダム自然環境保全委員会」(以下「保全委員会」という。)を適宜開催し、指導、助言を受け、環境保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価及びその他の調査によると、本件事業地周辺において、動物については、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に掲載されている国内希少野生動植物であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ、チュウサギ、サシバ、サンショウクイ等が確認されている。オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、チュウサギ、サンショウクイ、シロチドリについては、営巣地は確認されておらず、主な生息環境が事業地外であることから、影響は小さいと評価されている。また、サシバについては、事業地内において営巣地が確認されており、本件事業により、生息地の一部が失われるが、周辺地域に類似した環境が広く存在し生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。魚類では、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているウナギ、カゼトゲタナゴ、オヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、ヤマトシマドジョウ、アカザ、メダカ、チクゼンハゼ、シロウオ等が確認されている。ニッポンバラタナゴ、カゼトゲタナゴ、オヤニラミ、メダカ、チクゼンハゼ、シロウオ、スナヤツメについては、現地調査で確認された生息地が事業地から離れており、生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。なお、ウナギ、アカザ、ヤマトシマドジョウについては、事業地内で生息が確認されているが、類似した環境が周辺に広く存在しており、改変区域外で生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。昆虫類では、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているシジミガムシ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトゲアリ等が確認されている。ツマグロキチョウについては、現地調査で確認された生息地が事業地から離れており、影響は小さいと評価され、トゲアリについては、貯水湖の出現により新たに生息環境が創出され、生息は維持されることから影響は小さいとされている。シジミガムシについては、保全に向け、保全委員会の指導、助言を受け、事業地内での分布調査を実施することとしており、生息が確認された場合においては、湿地整備地での保全を行うこととしている。底生生物では、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているシマヘナリタガイ、クロヘナリタガイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオカミミガイ、ナラビオカミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、クリイロコミミガイ、シオマネキ、ハクセンシオマネキ、マシジミ等が確認されているが、これらの種は、現地調査で、主に祓川河口の感潮域を生息環境にし、事業地から離れていることから、生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。陸産貝類では、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているレンズガイ等が確認されているが、生息環境が事業地外であることから、生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。

植物については、環境省レッドリストにより絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているミズマツバ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウ等が確認されている。キエビネ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウ等については、生育地の一部が消滅するが、周辺地域に類似した環境が広く存在し、生育は維持されるため、影響は小さいと評価されている。なお、ミズマツバについては、本件事業の実施により生育個

体の一部、あるいは全部が消失すると予測されたため、専門家の指導、助言を受け、種子の採取、播種、個体の移植を実施することとしている。

なお、本件事業地内及びその周辺には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が 23 箇所存在するが、このうち 20 箇所については発掘調査が完了し、記録保存等の適切な措置を講じており、残る 3 箇所のうち、1 箇所については、福岡県教育委員会との協議により、調査不要とされ、その他 2 箇所については、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水を供給することを目的として、堤高 81.3m、堤頂長 295.0m、総貯水容量 28,700,000 m³の重力式コンクリートダムを建設するものである。

本体事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持、田川地区水道企業団及び京築地区水道企業団の水道用水に必要な容量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、貯水効率と地形を考慮し、川幅及び兩岸の間隔が狭い範囲を条件として、地質調査を行ったうえで、3 案について検討が行われている。申請案は他の 2 案と比較して、用地取得面積及び水没戸数は 3 案のうちで最も多いものの、掘削量が最も少なく、他の 2 案で必要となる事業地外での残土処理が不要であることから土砂搬出に伴う支障物件は発生しない。さらに、堤長及び堤体積のダム規模に加え、掘削量が 3 案のうち最も少ないことから施工性に優れ、事業費が 3 案のうち最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

（1）事業を早期に施行する必要性

3（1）で述べたように、祓川は度重なる洪水による災害や渇水被害が発生していること、また、田川地域及び京築地域では、水質の悪い水源の転換の必要性及び不安定な水道用水供給への対応等が必要となっていることなどから、祓川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

なお、福岡県市長会をはじめ、福岡県商工会議所連合会等より、本件事業の

早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
福岡県京都郡みやこ町役場